

公印省略

7 畜 第 3 6 3 号
令和 7 年 5 月 2 日

公益社団法人
福岡県トラック協会 会長 殿

福岡県農林水産部畜産課長
(家畜衛生係)

豚熱の野生いのししでの広域拡大防止に係る洗車等の励行について（依頼）

このことについて農林水産省消費・安全局より別添写しのとおり依頼がありましたのでご承知いただくとともに、豚熱の感染が確認されている地域から本県への移動に際しては、洗車を励行していただきますように、貴会会員への周知をよろしく願いいたします。



7九消第57号
令和7年4月14日

九州管内各県農林水産主務部長 殿

九州農政局消費・安全部長

豚熱の野生イノシシでの広域拡大防止に係る洗車等の励行について（依頼）

日頃より、家畜衛生の推進に御尽力いただきありがとうございます。

九州における野生イノシシの豚熱については、令和6年6月に佐賀県、令和7年2月に長崎県、令和7年4月に宮崎県で感染が確認されました。野生イノシシでの豚熱感染の増加は、環境中の豚熱ウイルス濃度を高め、特に、新たに感染が拡大した地域では、豚熱の免疫を有していない野生イノシシの間で急激に感染個体数が増加し、飼養豚での豚熱発生リスクが高くなると考えられます。

また、野生イノシシの豚熱感染については、地域が徐々に拡大する場合だけでなく、離れた地域で孤発的に感染が発生する場合があります。これは豚熱ウイルスが野生イノシシ間で直接感染するだけでなく、人や物を介して運搬され、感染することによって考えられます。

九州においては、野生イノシシの感染状況が急速に悪化しており、感染拡大リスクを低下させる取組が極めて重要であることから、各県におかれましては、地域や県境を越えて感染地域が拡大していくことを防止するため、改めて「豚熱の野生いのししでの広域拡大防止対策等について（依頼）」（令和6年8月6日付け6消安第2848号農林水産省消費・安全局長通知）に記載のある下記の対策について関係者へ周知徹底いただきますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

記

- ・運送や工事等を行う事業者に対する洗車等の励行
 - （1）野生イノシシが生息する山林内で活動する従業員等に対して、豚熱の発生状況について改めて周知徹底を行うこと。
 - （2）特に豚熱の感染が確認されている地域から感染が確認されていない地域に移動する（感染が確認されている地域を経由する場合を含む）際には、車両の洗浄・消毒の実施を励行すること。

写

6 消安第2848号
令和6年8月6日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱の野生いのししでの広域拡大防止対策等について（依頼）

日頃から家畜衛生対策の推進について御協力賜り、感謝申し上げます。

野生いのししでの豚熱感染の増加については、環境中の豚熱ウイルス濃度を高め、周辺の飼養豚での豚熱感染リスクを増大させると考えられます。

特に、新たに感染が拡大した地域では、豚熱の免疫を有していない野生いのししの間で急激に感染個体数が増加し、飼養豚での豚熱発生リスクが高くなると考えられます。

また、野生いのししの豚熱感染については、地域が徐々に拡大する場合だけでなく、離れた地域で孤発的に感染が発生する場合もあり、これは豚熱ウイルスが野生いのしし間で直接感染するだけでなく、人や物を介して運搬され、感染することによると考えられます。

本年6月、佐賀県において九州初となる野生いのししでの豚熱陽性事例が確認されました。この事例は、野生いのししでの感染が見られない地域での発生であったため、野生いのししでの感染拡大とともに、飼養豚での発生リスクが高くなることが懸念されます。

こうした九州をはじめとする野生いのししの感染状況が急速に悪化している地域における感染拡大リスクを低下させる取組は極めて重要です。このため、各都道府県では、県境を越えて感染地域が拡大していくことを防止するため、下記の対策について関係者へ周知徹底いただきますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

また、併せて、野生いのししの感染率の上昇が見られる地域等の農場に対して、飼養衛生管理基準遵守の再徹底について、指導方よろしくお願いいたします。

記

- 1 運送や工事等を行う事業者に対する洗車等の励行
 - ・野生いのししが生息する山林内で活動する従業員等に対して、衛生対策の実施について改めて周知徹底を行うこと。
 - ・特に豚熱の感染が確認されている地域から感染が確認されていない地域に移

動する（感染が確認されている地域を経由する場合を含む）際には、車両の洗淨・消毒の実施を励行すること。

2 狩猟・捕獲等に当たっての豚熱対策の再徹底及び今年度の県外狩猟の自粛の要請

- ・狩猟や捕獲等は、野生いのししとの接触を意図的に行う活動であり、豚熱ウイルスの感染拡大リスクが高いものと考えられる。このため、今年度の狩猟期の開始に当たって、狩猟者に対して、別添2の資料等を活用し、衛生対策の実施について改めて周知徹底を行うこと。
- ・特に居住県以外での狩猟（以下「県外狩猟」という。）については、遠隔地への感染拡大リスクを高める可能性がある。このため、少なくとも今年度の狩猟期においては、九州各県、特に佐賀県へ来訪する県外狩猟を自粛することについて、猟友会等の団体又は狩猟者に対して協力を要請すること。

3 野生いのししの感染率の上昇がみられる地域等の農場に対する飼養衛生管理基準遵守の再徹底

野生いのししにおけるサーベイランスの結果を踏まえ、特に野生いのししでの豚熱感染率の上昇がみられる地域やその周辺地域の養豚場に対して、防護柵の維持管理やゲート開閉の管理等の野生動物の侵入防止対策を含む飼養衛生管理基準の遵守について再徹底すること。